

進路ジャーナル

青森県立森田養護学校

進路指導部 No.5

令和2年8月25日発行

今月の進路ジャーナルは、新型コロナウイルスの影響により、当初の予定から内容の変更や開催の中止が決まった行事が多々ございますので、お知らせ致します。感染防止の観点から、中止等の決断を強いられてしまう異例な年ではありますが、進路指導部では、生徒の進路指導、卒業生のフォローアップに、より一層、力を入れて参ります。

1. 年間の進路指導部関係の行事並びに変更事項



- (1) 同窓会及び青年学級について
・感染防止の観点から中止
- (2) 保護者施設・職場見学会について
・感染防止の観点から中止
※代替案を検討しています。
- (3) 福祉サービス研修会について
・12月の参観日に小・中学部保護者を対象に行います。
・高等部保護者には上記で行った映像資料をご覧ください。
- (4) 福祉施設合同説明会について
・感染防止の観点から中止

2. 3年生産業現場等における実習（9/1～9/11）

【一般事業所】

- DCMサンワ株式会社 柏店
- 株式会社 佐藤長 スーパー佐藤長 広田店
- イオン東北株式会社 青森事業部
 - ・イオンつがる柏店
 - ・マックスバリュ板柳店

【生活介護】

- 社会福祉法人 愛生会
 - ・障害者支援施設 青松園

【就労継続支援A型】

- 株式会社 太陽ファーム

【就労継続支援B型】

- 社会福祉法人 和晃会
 - ・ワークサポート八晃園
- 特定非営利活動法人 MUGEN
- 有限会社 大裕
 - ・就労継続支援B型事業所チョコエルム
 - ・チョコドーナツ五所川原

「成年後見制度」について紹介いたします。

【成年後見制度の役割】

この制度は、「後見」という言葉が示すように、「判断能力が不十分な成人を迎えた方とその方に必要な契約を、うしろに立って支える制度」と捉えると分かりやすくなります。

精神障害や知的障害、認知症等によって、自身の財産管理、介護等のサービス利用、施設利用に関する契約を結ぶといった、日々必要となる契約をご自身で行うことが難しい方を支援したり、悪徳商法のような不利益な内容を、よく判断できず契約を結んでしまい、被害に遭う危険性から保護したりする役割があります。



【任意後見制度と法定後見制度】

後見制度は、制度を利用する方が自身の判断で依頼をすることが可能かどうかという点で大きく次の2つに分けられます。

1. **法定後見制度**は、保護・支援の必要な方が障害や病気等の理由により、すでに判断能力が不十分な場合に、的確な判断ができず、契約による依頼が難しい場合に、法律が後見をする役割を担う人を決めるものです。
2. **任意後見制度**は、保護・支援が必要な方が「自分自身を後見する人」を選択・依頼し、依頼された方がそれを受けるといったものです。

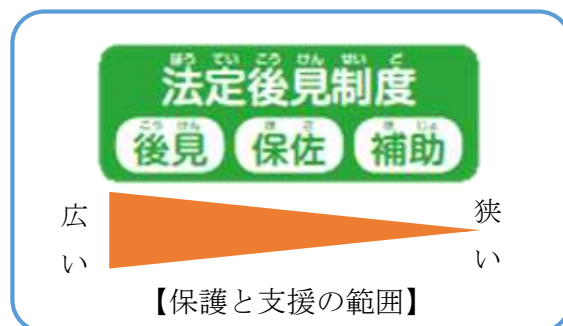
【法定後見制度の保護支援の主な内容】

ご本人を支援されているご家族の方などが申立人となり、家庭裁判所に申し立て、ご本人の判断能力の程度が一定以上を越えて不十分とされると、後見人によるご本人の保護・支援が行われるようになります。

後見人になった方は、ご本人への利益が最大限守れることを前提に、以下のような支援を行うことができます。

1. 本人を代理して契約などの法律行為をする
2. 本人が自分で法律行為をするときの同意を与える
3. 本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消す

実際にご本人を保護・支援できる範囲は「後見・保佐・補助」で分かれており、「後見」が最も保護・支援の範囲が広く、最も狭いものが「補助」となっています。



【任意後見制度の保護支援の主な内容】

誰に任意後見人になってもらうか、どのような範囲のことをお願いするか、どのようなことを後見事務として委任するかは、ご本人が自由に決めることができます。

そうすることで、本人の判断力が低下した際は、任意後見人がご本人の決めた事務について、本人を代理して契約などを行い、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることができます。

お知らせ 来月号は、3年生産業現場等における実習の様子を掲載します。また、行事の変更等が決まり次第ご報告いたします。